

## 茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、茅ヶ崎海岸中海岸地区（茅ヶ崎漁港～ヘッドランド）において、防護、利用及び環境を考慮した侵食対策について協議を進め、実施計画に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の項目について協議する。

- (1) 侵食状況の把握について
- (2) 侵食対策について
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項について

(組織)

第4条 協議会の組織は、別表に掲げる委員とする。

第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、日本大学近藤健雄特任教授とする。
- 3 副会長は、一般財団法人土木研究センター宇多高明なぎさ総合研究所長とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同じ団体等に所属する代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、藤沢土木事務所なぎさ港湾課において処理する。

(会議の公開)

第8条 別に定める協議会傍聴要領によるものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成18年4月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年9月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年1月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月17日から施行する。

# 改正案

別表（茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会 名簿）

（順不同・敬称略）

| 職名  | 所属団体名                     | 氏名            |
|-----|---------------------------|---------------|
| 会長  | 日本大学理工学部海洋建築工学科           | 近藤 健雄         |
| 副会長 | 一般財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究所   | 宇多 高明         |
| 委員  | 特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会      | 廣崎 芳次         |
| 委員  | 茅ヶ崎自然連合協議会(茅ヶ崎の浜辺づくり協議会)  | 井川 洋介         |
| 委員  | 茅ヶ崎海水浴場事業協同組合             | 大久保 義雄        |
| 委員  | 海岸地区自治会連合会                | <u>林 正明</u>   |
| 委員  | 公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所           | <u>清水 悠平</u>  |
| 委員  | サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ       | 小川 恵一郎        |
| 委員  | 海岸地区自治会連合会 中海岸自治会         | 神藤 順教         |
| 委員  | 茅ヶ崎市漁業協同組合                | 重田 孝一         |
| 委員  | 茅ヶ崎の浜辺づくり協議会・茅ヶ崎市サーフィン業組合 | 鈴木 正          |
| 委員  | 茅ヶ崎マリンスポーツ連盟              | 建部 昌臣         |
| 委員  | 茅ヶ崎商工会議所                  | <u>須藤 伸</u>   |
| 委員  | ほのぼのビーチ茅ヶ崎                | 伏見 康博         |
| 委員  | 湘南レスキュー隊                  | 三橋 雅道         |
| 委員  | 茅ヶ崎市漁業協同組合                | 米山 時晴         |
| 委員  | 茅ヶ崎市漁業協同組合                | 木村 英雄         |
| 委員  | 浜須賀地区まちのちから協議会            | 岡崎 進          |
| 委員  | 公益財団法人 かながわ海岸美化財団         | 朝日 富士子        |
| 委員  | 茅ヶ崎市経済部                   | <u>大八木 和也</u> |
| 委員  | 神奈川県環境農政局 水産技術センター相模湾試験場  | <u>前川 千尋</u>  |
| 委員  | 神奈川県県土整備局 砂防海岸課           | <u>峯村 徹哉</u>  |
| 委員  | 神奈川県藤沢土木事務所               | 鈴木 仁          |

別表（茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会 名簿）

（順不同・敬称略）

| 職名  | 所属団体名                     | 氏名     |
|-----|---------------------------|--------|
| 会長  | 日本大学理工学部海洋建築工学科           | 近藤 健雄  |
| 副会長 | 一般財団法人 土木研究センターなぎさ総合研究所   | 宇多 高明  |
| 委員  | 特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会      | 廣崎 芳次  |
| 委員  | 茅ヶ崎自然連合協議会(茅ヶ崎の浜辺づくり協議会)  | 井川 洋介  |
| 委員  | 茅ヶ崎海水浴場事業協同組合             | 大久保 義雄 |
| 委員  | 海岸地区自治会連合会                | 島田 俊夫  |
| 委員  | 公益社団法人 茅ヶ崎青年会議所           | 高橋 慶   |
| 委員  | サーフ90茅ヶ崎ライフセービングクラブ       | 小川 恵一郎 |
| 委員  | 海岸地区自治会連合会 中海岸自治会         | 神藤 順教  |
| 委員  | 茅ヶ崎市漁業協同組合                | 重田 孝一  |
| 委員  | 茅ヶ崎の浜辺づくり協議会・茅ヶ崎市サーフィン業組合 | 鈴木 正   |
| 委員  | 茅ヶ崎マリンスポーツ連盟              | 建部 昌臣  |
| 委員  | 茅ヶ崎商工会議所                  | 藤原 隼   |
| 委員  | ほのぼのビーチ茅ヶ崎                | 伏見 康博  |
| 委員  | 湘南レスキュー隊                  | 三橋 雅道  |
| 委員  | 茅ヶ崎市漁業協同組合                | 米山 時晴  |
| 委員  | 茅ヶ崎市漁業協同組合                | 木村 英雄  |
| 委員  | 浜須賀地区まちのちから協議会            | 岡崎 進   |
| 委員  | 公益財団法人 かながわ海岸美化財団         | 朝日 富士子 |
| 委員  | 茅ヶ崎市経済部                   | 朝倉 利之  |
| 委員  | 神奈川県環境農政局 水産技術センター相模湾試験場  | 相澤 康   |
| 委員  | 神奈川県県土整備局 砂防海岸課           | 鶴木 拓也  |
| 委員  | 神奈川県藤沢土木事務所               | 鈴木 仁   |

## 茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、20人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 協議会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成18年4月2日から施行する。